

第①事件

「MASTER-PIECE.CO.JP」事件 (JP2024-0014)
(株式会社井野屋 v. 株式会社井野屋)

第②事件

「AERSF.JP」事件 (JP2024-0019)
(MSPC株式会社 v. Okada Kazuya)

シンポジウム「ブランド・商標とインターネットの交錯」

第2部 JP-DRP最前線

2025年1月23日（金）

長島・大野・常松法律事務所

弁護士 山内貴博

申立人が保有するドメイン名を登録していた指定事業者の管理画面に第三者が無断で不正アクセスし、Whoisデータベース上の登録担当者や所有者が書き換えられ、当該ドメイン名に対する申立人の管理が及ばなくなってしまった事案2件

第①事件

「MASTER-PIECE.CO.JP」事件 (JP2024-0014)
(株式会社井野屋 v. 株式会社井野屋)

第②事件

「AERSF.JP」事件 (JP2024-0019)
(MSPC株式会社 v. Okada Kazuya)

いずれも、移転請求を認容

概要

「登録者」の認定（「形式的登録者」と「実質的登録者」）

登録者

株式会社日本レジストリサービス（以下「JPRS」という）にドメイン名の登録をした者
(JP-DRP第1条)

通常は

実際にドメイン名の登録手続きを行った者

JPRS Whoisに登録者として表示されている者

第①事件

申立人（株式会社井野屋）が一応Whoisに登録者として表示されているにもかかわらず、実際には別の何者か（いわば「株式会社井野屋こと某」）が当該ドメイン名を管理・支配しており、申立人の管理が及ばない状態

第②事件

「不正アクセス」による名義変更手続によりWhoisに登録者として表示された者（Okada Kazuya）が、本件ドメイン名が「Okada Kazuya」の名義で登録されていることについて認識していなかったと主張し、関与を否定

裁定 | 第2要件（登録者の権利または正当な利益）

第①事件

権限を有しない正体不詳の者の不正アクセスにより、第三者に不正に移管

登
録
情
報

- 組織名は申立人を示す「株式会社井野屋」のまま
 - 登録担当者、技術連絡担当者等は変更
 - 登録者の住所は現住所ではない
 - 登録担当者として登録されている者は申立人の従業員ではない
 - 連絡先のメールアドレスも使用できない
-
- 手続開始日の翌日以降、何も表示されないか、「本件ドメイン名がNetimで登録されている」ことを記載するページ
 - » 登録者が本件ドメイン名を使用して事業等を行っている事実は認められない
 - 本件ドメイン名の登録者は、**答弁書を提出することなく**、登録者は権利または正当な利益の存在について何ら実質的な反論を行っていない

第②事件

登録者は申立人とは
無関係の第三者



登録者には、本件ドメイン名に関する権利または正当な利益なし

裁定 | 第2要件（登録者の権利または正当な利益）

第①事件

第②事件

登録者が申立人の関与無く、申立人→Nemoto Megumi→Okada Kazuyaに変更

- 申立人は公式ウェブサイトにアクセス不可能
- 登録者は**答弁書を提出**、本手続の開始通知書を受領するまで全く認識がなかったと主張、答弁は行わないとし、正当な権利または利益がないことを明確に争っていない
- 登録された電話番号やメールアドレスは登録者自身のものではない
- 同時期に申立人の別のドメイン名についても不正アクセスが行われ第三者に移管

△
本件ドメイン名は、申立人とは関係のない者により、
不正に登録された蓋然性が高い



登録者には、本件ドメイン名に関する権利または正当な利益なし

裁定 | 第3要件（不正の目的での登録または使用）

第①事件

第②事件

- 本件申立ての手続開始日の翌日以降、申立人の公式ウェブサイトとして使用できない状態
 - » 申立人は、新しいドメイン名で公式ウェブサイトを開設、事業に混乱
- 第2事件の対象ドメインについて、不正登録取得者と思われる者から、本件手続開始の翌日に、「ドメイン名紛争には長い時間がかかりますが、ドメイン名がなくなるまでゆっくりと戦います。」という電子メール
 - » 当該送信者は本件ドメイン名の登録者であるか、少なくとも登録者と近い関係者である蓋然性が高く、本件ドメイン名の登録者に、申立人の事業を混乱させ、本件ドメイン名の使用を妨害する意図があることを強く推認させる
- 登録者は、申立人の追加主張に対する反論の機会を与えられながら、これに対しても何ら反論を行っていない



不正の目的で登録・使用を認定

裁定 | 第3要件（不正の目的での登録または使用）

第①事件

- 不正アクセスにより本件ドメイン名の登録者名義や指定事業者は複数回変更
- 申立人は公式ウェブサイトへのアクセスが不可能、新ドメイン名によるサイトを開設
- 本件ドメイン名は、GoDaddy.comによるパーキングサイトとして使用されており、広告ページに移動するリンクと、本件ドメイン名に類似するドメイン名の取得を勧誘するGoDaddy.comのページへのリンク
- 申立人が本件ドメイン名の返還を求める電子メールを送信
「ドメイン名を購入したときに50,000米ドルを使いました。同額を転送してください」との要求
 - ▶ さらにその3日後に「ドメイン名紛争には長い時間がかかりますが、ドメイン名がなくなるまでゆっくりと戦います。」とのメッセージ
- 本件ドメイン名が、「対価を得る目的で」（紛争処理方針第4条b(i)）、「申立人の事業を混乱させる目的として」（紛争処理方針第4条b(iii)）、あるいは、「インターネット上のユーザーを、そのウェブサイトまたはその他のオンラインロケーションに誘引する」目的で（紛争処理方針第4条b(iv)）、使用されていると認定
- 登録者は、「本紛争処理手続の裁定については、パネルに一任する。」と答弁するのみ、実質的な反論なし



不正の目的で登録・使用を認定

第②事件

「登録者」の認定（「形式的登録者」と「実質的登録者」）

登録者

株式会社日本レジストリサービス（以下「JPRS」という）にドメイン名の登録をした者
(JP-DRP第1条)

通常は

実際にドメイン名の登録手続きを行った者

JPRS Whoisに登録者として表示されている者

第①事件

申立人（株式会社井野屋）が一応Whoisに登録者として表示されているにもかかわらず、実際には別の何者か（いわば「株式会社井野屋こと某」）が当該ドメイン名を管理・支配しており、申立人の管理が及ばない状態になっているという奇妙な事態

第②事件

「不正アクセス」による名義変更手続によりWhoisに登録者として表示された者（Okada Kazuya）が、本件ドメイン名が「Okada Kazuya」の名義で登録されていることについて認識していなかったと主張し、関与を否定



いざれを「登録者」と認定すべきか？

- 形式的登録者：Whoisに登録者として表示されている者
- 実施的登録者：申立人に無断で登録名義の変更や登録情報の書換手続を行い、当該ドメイン名を現実に管理・支配している者

形式説



あくまで「形式的登録者」を「登録者」と認定すべき、という説

第2要件

形式的登録者は「株式会社井野屋」であるといわざるを得ない。

→権利または正当な利益ありと判断されて申立が棄却されることになりそう

第3要件

「株式会社井野屋」が、「不正の目的で登録または使用」していたかが問題となる

→不正の目的が否定される（第3要件は充足しない）ことになりそう

いずれの事件においても、第3要件は非充足

第①事件

第②事件

形式的登録者は「Okada Kazuya」氏

→権利または正当な利益がないと判断されそう

「Okada Kazuya」氏が、「不正の目的で登録または使用」していたかが問題となる

→不正の目的が否定される（第3要件は充足しない）ことになりそう

➡ 請求棄却



「実質的登録者」を「登録者」と認定すべき、という説

第①事件

第2要件

「株式会社井野屋」ではなく
「申立人の社名を騙る正体不詳の者」

第②事件

「Okada Kuzuya」ではなく、
「『Okada Kuzuya』という氏名及び勤務先
の住所を悪用し不正に登録した第三者」

→ 「ドメイン名に関する権利または正当な利益」の有無を判断

第3要件

「申立人の社名を騙る正体不詳の者」

「『Okada Kuzuya』という氏名及び勤務先
の住所を悪用し不正に登録した第三者」

→ 「不正の目的で登録または使用」していたかを判断

いずれの事件においても、第2要件及び第3要件は充足

➡ 請求認容

ドメイン名紛争処理手続の制度趣旨・守備範囲（いわゆるDrop Catch事案との比較）

Drop Catch事案

登録者が何らかの理由でドメイン名登録の更新手続を失念した後に当該ドメイン名を第三者に取得されてしまった事案

類似点

登録者のあざかり知らないところで第三者にドメイン名の管理・支配が奪われてしまったという点

相違点

いったんはドメイン名の登録が失われ、改めてドメイン名が登録されたという事実経緯があるDrop Catch事案に対し、第①事件や第②事件では、ドメイン名の登録は継続しており、ドメイン名の登録が失われた瞬間はない



Drop Catch事案は、ドメイン名の更新手続を失念したという登録者の過失があるのに対し、本件は、登録者の過失は認められにくい

ドメイン名紛争処理手続の制度趣旨・守備範囲（いわゆるDrop Catch事案との比較）

ドメイン名紛争処理手続の制度趣旨・目的

「早い者勝ち」を原則とするドメイン名登録の原則に対し、登録者に不正の目的がある等「早い者勝ち」原則を貫くと不都合が生じる限定的な事案について簡易迅速な救済ルートを用意したもの

第三者にドメイン名の管理・支配が奪われてしまった登録者一般に対し簡易迅速な救済ルートを用意したもの

制度趣旨・目的を柔軟に解釈

改めてドメイン名が登録されたという事実経緯があるDrop Catch事案はドメイン名紛争処理手続の守備範囲であるといえても、ドメイン名の登録が失われ、改めて登録がなされたという事実経緯がない第①事件や第②事件は、ドメイン名紛争処理手続の守備範囲ではないとされそう

形式説に親和的であり、
本件申立棄却という結論も正当化

不正アクセス事案もドメイン名紛争処理手続の守備範囲であるとすることもできよう
(ドメイン名紛争処理手続の「類推適用」
または「転用」または「変容」)

実質説に親和的であり、
本件申立認容という結論を正当化

→ 本件事案は、ドメイン名紛争処理手続の制度趣旨・目的を改めて検討するきっかけになりそう